

事務連絡  
平成31年2月5日

処遇部門首席入国警備官 殿

入国者収容所

東日本入国管理センター所長 清水洋樹

(公印省略)

不服申出に係る判定結果について

被収容者から本年1月21日付けで不服申出がなされたところ、同年2月4日付けで当該申出には理由があると判定しました。

本件は、被収容者に対し緊急隔離をするため戒具をした後、入国警備官が被収容者に対して不当な行為をしたというものです。

本件行為は、被収容者に対する暴行ともとられかねないものであったところ、被収容者側にも入国警備官の指示に従わないなど責めに帰すべき要因はありましたが、どのような理由があれこのような行為が容認されることはありません。

ついては、貴職から所属職員に対して注意喚起を行うとともに、再発防止に努めるよう願います。

令和元年8月2日11時33分  
仮放免許可により入国者収容所東日本  
入国管理センターから出所した。

入国警備官  
警備士

宮本 且彦

令和元年8月16日、12時17分、仮放免期間満了により、

前号

東京出入国在留管理局において、本令書を示し、再執行した。

入国警備官  
警守長

立川 海洋

令和元年8月16日、東京出入国在留管理局  
から、入国者収容所東日本入国管理センター  
へ身柄を護送し、移収した。

入国警備官  
警備士

武下 幸司

令和元年10月25日12時08分  
仮放免許可により入国者収容所東日本  
入国管理センターから出所した。

入国警備官  
警備士補

石井 貴博

令和元年11月7日12時50分、仮放免期間満了により、  
東京出入国在留管理局において、本令書を示し、  
再執行した。

入国警備官  
主任警守

齋藤 祐介

令和元年11月7日、東京出入国在留管理局  
から、入国者収容所東日本入国管理センターへ  
身柄を護送し、移収した。

入国警備官  
警備士

佐々木 秋彦